

山梨県公報

号外第二十八号

平成十二年

五月十一日

日曜日

目次

監査委員

○住民監査請求の監査結果……………一

監査委員

山梨県監査委員告示第八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十二条第三項の規定により、住民監査請求の監査結果を次のとおり公表する。

平成十二年五月十一日

山梨県監査委員	清水昇明
同	早川正秋
同	深沢登志夫
同	太田道夫

山梨県知事措置請求に対する監査結果

(監査の請求)

第1 請求の要旨

甲府市北口二丁目の県公有地(以下「北口県有地」という。)は、北口県職員駐車場(以下「職員駐車場」という。)として利用されているが、県有財産として、広く県民の公的利益的利益に供されるべきであり、県職員によって独占的に利用されるべきではない。

また、駐車場の利用料金も2,100円と周辺駐車場に比べて余りに安く、山梨県行政財産使用料条例による減額措置としても不当に安いものであり、条例の適用を誤っている。

近くの甲府市の駐車場は、市民に開放した上で市職員ともども一律1万円で貸している。それは公共用地の利用方法として当然のことであるが、仮に県が甲府市と同一の料金で貸し出せば、年間3,480万円の収入となり、現在の730万8,000円を2,749

万2,000円も上回ることになるため、現行の利用方法は、県に同額の損害を与えている。

したがって、当該公有地を広く県民に開放し、利用料金も周辺駐車場に比して妥当な額を定める必要がある。

第2 請求人

甲府市大手3丁目4番53号	窪井 芳之
甲府市下積翠寺町871番地	神宮寺 敬
甲府市古府中町984番地の2	川村 晃生

第3 請求年月日及び受付年月日

平成12年3月16日

第4 事実を証する書面

- 職員駐車場の設置について決裁を受けた昭和45年3月5日の総務部人事課の起案(写し)
- 職員駐車場が搭載されている公有財産表(写し)
- 山梨県職員自家用車通勤者会入会基準等の改正について記載された1999年3月23日付けの平成10年度山梨県職員自家用車通勤者会事務局の掲示文書(写し)
- 北口県有地を県職員が月2,100円の料金で専用駐車場として利用していることと報じた新聞記事(写し)

(監査の実施)

第1 請求の受理

本請求は、法定要件を具備しているものと認め、平成12年3月29日、受理を決定した。

第2 証拠の提出及び陳述

請求人に対し、地方自治法(以下「自治法」という。)第242条第5項の規定により平成12年4月14日、新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、新たな証拠の提出及び陳述への出席はなかったが、陳述書の提出があった。

第3 監査対象事項

措置請求書に記載されている事項及び陳述書の内容から、監査請求の趣旨を次のように解し、これを監査対象とした。

- 県が、北口県有地を職員駐車場として使用していることに違法性があるか。
- 違法性が認められない場合、不当性はあるか。
- 県に財産的損害を与えているか。

第4 監査対象部局

山梨県総務部

(監査の結果)

第1 事実の概要

1 北口県有地の利用状況

北口県有地は、甲府市北口2丁目149・150番地及び50番地の一部で、面積は5,384.4㎡であり、職員駐車場として利用されていた。

職員駐車場の収容台数は約290台であり、利用している職員は「山梨県職員自家用車通業者会」(以下「通業者会」という。)に入会しており、平成11年12月現在の会員数は394名であった。

また、駐車場を主管する総務部から、利用状況は収容台数を上回る会員が利用しているため、常に満車状態にあるとの説明があった。

2 北口県有地が職員駐車場として利用されるようになった経緯及び利用料金

県が北口県有地を職員駐車場として使用していること経緯としては、公共交通機関を使って通勤できない職員、あるいは公共交通機関を使った場合、通勤に著しく支障が生じる職員のために、雇用主の立場から、職務の能率的運営や福利厚生の実現を図ることを目的として、昭和45年から北口県有地を職員駐車場として使用している。

また、利用料金については、県が公用として直接使用する財産であるので徴収していない。

3 職員駐車場の管理状況

県は、駐車場用地の財産管理を行っている。しかし、県職員であることを理由に無制限に駐車を認めた場合、駐車スペースに制約があるので、県は駐車場を職員に円滑に利用させるために、駐車する自動車の管理を通業者会に行わせている。

4 職員駐車場を利用できる職員について

職員駐車場を利用するためには、県が通業者会と協議して定めた次の入会基準を満たしていることが必要であった。

通業者会入会基準 (平成11年4月施行)

次の2項をいずれも満たす者

(1) 通勤距離 (通勤届に記載の距離) が8km以上ある者

(2) JR中央線の大月駅から小淵沢駅間又はJR身延線の甲府駅から糠沢口駅間の最寄り駅から徒歩による通常経路の距離が2km以上ある者

ただし、次の者はこの限りではない。

・身体障害者手帳を保有する者

・妊娠している者

通業者会は、駐車する自動車の管理のために、月額2,100円の会費を会員から徴収し、管理人の人件費、除草等の費用に支出していた。

第2 監査対象事項に係る事実及び判断

1 県が、北口県有地を職員駐車場として使用していることに違法性があるか。

地方公務員法第42条には、県は職員の厚生福利について計画を樹立し、これを実施しなければならない旨規定されており、これを受けて県は、昭和45年に職員の福利厚生施設として使用することを目的として北口県有地に職員駐車場を設置した。

ところで、公有財産台帳によると、北口県有地は職員駐車場として使用することを目的として自治法第238条第3項に規定する行政財産として管理されている。

自治法第149条第6号は、知事の担任する事務として「財産を取得し、管理し、及び処分すること。」と規定しており、県の財産である北口県有地を職員駐車場として使用するかどうかの権限は知事に属していると考えられ、これを受けて山梨県公有財産事務取扱規則第4条で「行政財産に係る事務は、その主管の部長が行うものとする。」と規定されている。

具体的には、北口県有地を職員の駐車場として使用させることの権限は、北口県有地を主管する総務部長に属していると考えられ、昭和45年3月5日に北口県有地を職員駐車場として使用することについて総務部長の決定がなされている。

自治法第225条は、県は行政財産をその使用目的外に使用させた場合に使用料を徴収することができる旨規定しており、これを受けて山梨県行政財産使用料条例が定められている。

北口県有地を職員駐車場として使用することは、行政財産を目的どおり使用することになるため、県は職員駐車場の利用料金を徴収することはできないと解せられる。

また、当該職員駐車場の利用料金を徴収する根拠となる他の法令等も存在しない。

以上のとおり、北口県有地を職員駐車場として使用することについては、地方公務員法の定める職員の福利厚生を目的を実施するため、北口県有地の使用について権限を有する者の決定を得て使用しており、違法性はないと認められる。

また、県が利用料金を徴収するためには法令等の根拠が必要であるが、該当する法令等も存在しないことから、県が利用料金を徴収していないことについても違法性は認められない。

2 違法性が認められない場合、不当性はあるか。

職員駐車場の設置は、職員の福利厚生を目的としているが、職員の福利厚生は、職員が安心して公務に専念することにより、公務能率を増進させることを究極的な目的とするものである。

勤労者の福祉を充実させることが、重要な政策課題となっている今日においては、県においても、職員管理上の重点の一つとして職員の福利厚生の実施強化を図らなければならないものである。

しかし、民間企業や他の公務員との比較によって給与や勤務条件が定められている県職員に対する福利厚生の実施に当たっては、民間企業や他県との均衡を考慮しなければならぬことは当然のことである。

平成11年に山梨県人事委員会が県職員の給与と民間給与との精確な比較を行うために人事院と共同して実施した「職種別民間給与実態調査」によると、企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の198事業所のうち90.9%に当たる180事業所が従業員駐車場を設置しており、利用料金については、198事業所のうち71.7%に当たる142事業所が無料であった。

運輸省関東運輸局が監修した「数字で見る関東の運輸の動き1999」によると、交通機関の利用率を示す「交通機関別分担率」(以下「分担率」という。)において、平成8年度における本県の自家用車の分担率は87.4%であり、平成8年度において本県とほぼ同じ自家用車の分担率の近県は、栃木県87.8%、茨城県85.9%、群馬県91.0%であった。そこで、これらの県の職員駐車場の状況を調査したところ、いずれの県も職員駐車場を設置しており、利用料金も2県においては無料であった。

また、1県については、月1,600円の利用料金を徴収していたが、県が職員駐車場の管理費用を支出していた。

これらの調査結果と本県の職員駐車場の状況を比べてみると、本県の職員駐車場の設置の状況が、民間及び他県の状況と均衡を失しているとは考えられない。

ところで、請求人は北口県有地を駐車場として広く県民に開放するように主張している。

平成11年6月28日の山梨日日新聞において、「甲府市内の有料駐車場で、普通乗用車の1時間当たりの駐車料を400円から300円に値下げするなどの動きが広がっている。

『一日の駐車台数はパワフル期に比べると半分以下』(駐車場経営者)といわれるまでに利用者が減少したことや、全国規模で展開する安い駐車料金の駐車場の進出、官公庁の休日の駐車場開放などが背景にあるとみられる。」(中略)「甲府駐車場事業者協同組合は『パワフル経済崩壊とともに空き地を駐車場として経営する人が増え、駐車スペースはパワフルの前のほぼ二倍』と話している。」との報道がなされている。

なお、県は、「北口県職員駐車場の開放実施要領」を定め、祝祭日等に年間約25日程度、各種イベントに職員駐車場を開放している。

報道された官公庁の休日の駐車場開放等に伴う影響や甲府市内の有料駐車場の実態及び職員駐車場の県民への開放状況を考慮すると、北口県有地を駐車場として常時、

県民に開放することが、公有財産の利用法として当然であるとの請求人の主張が一概に妥当であるとは考えられない。

以上の事実や公共交通機関を使って通勤できない者、あるいは公共交通機関を使つた場合、通勤に著しく支障のある職員のために職員駐車場が設置されていることを総合的に勘案すると、北口県有地を職員駐車場として使用していることについて、不当性があるとは言えない。

3 県に財産的損害を与えているか。

請求人は、近くの甲府市の駐車場は、市民に開放した上で市職員ともども一律1万円で貸しており、県が甲府市と同様の貸し出しを行っていないことで、県に損害を与えていると主張している。

この市有地は、甲府市が新都市拠点整備事業の実施を目的として購入したものであり、当該事業に使用するまでの間、市民に駐車場として貸し出しを行っているもので、利用者として市職員も含まれていた。これは行政財産をその目的外に駐車場として使用させているもので、行政財産をその目的どおりに職員駐車場として使用している北口県有地とを単純に比較することはできないものであり、県が甲府市と同様の貸し出しを行っていないことで、県に損害を与えているとは認められない。

以上のとおり、違法、不当な事実及び県に財産的損害を与えた事実は、認められないので、自治法第242条第3項による知事に対する勧告は必要ないものと判断する。